

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松 本 吉 郎

（公印省略）

（公財）労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

（公財）労災保険情報センター（R I C）の事業である「長期運転資金貸付金貸付事業」について、2024年度におきましても、添付資料のとおり実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、R I C 労災医療部へお問い合わせの上、期日までに繰上償還されると借入れ申込みが可能となります。

借り入れ申込対象の医療機関には、【添付資料 2】の「《令和 6 年度》長期運転資金貸付のお知らせ」等により、R I C から直接ご案内となります。

なお、【添付資料 3】の「令和 6 年度 長期運転資金特別貸付のお知らせ」につきましては、令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法適用市町村（新潟県、富山県、石川県、福井県）に所在する契約医療機関へ R I C から直接案内となりますのでこちらも併せてご連絡申し上げます。

記

[添付資料]

1. 令和 6 年度 長期運転資金貸付の実施について  
（令 6. 3. 29 労保情発第 164 号 公益財団法人 労災保険情報センター理事長）
2. 《令和 6 年度》長期運転資金貸付のお知らせ  
（公益財団法人 労災保険情報センター）
3. 《令和 6 年度》長期運転資金特別貸付のお知らせ  
（公益財団法人 労災保険情報センター）



労保情発第164号  
令和6年3月29日

公益社団法人 日本医師会  
会長 松本 吉郎 殿

公益財団法人 労災保険情報センター  
理事長 山口 直人



令和6年度 長期運転資金貸付の実施について

春暖の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきまして、本年は別添の「令和6年度 長期運転資金貸付のお知らせ」及び「令和6年度 長期運転資金特別貸付のお知らせ」のとおり長期運転資金の貸付を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、「令和6年度 長期運転資金貸付のお知らせ」を当財団から労災診療補償保険支援（互助）契約医療機関あて、「令和6年度 長期運転資金特別貸付のお知らせ」を、令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用市町村に所在する労災診療補償保険支援（互助）契約医療機関あてに送付することとしておりますので、ご了知くださいますようお願い申し上げます。

# 長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

## 1 貸付対象者 \*

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和6年5月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

〔現在当事業から貸付を受けている場合は、4月23日（火）までの完済が申込条件となります。4月9日（火）までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。〕

## 2 資金の用途 \*

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

## 3 貸付額 \*

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

〔貸付額は、借入申込月の前1年間（令和5年5月～令和6年4月）に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。〕

## 4 貸付利率\*

貸付利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日又は11月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5%です。

（今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。  
7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。）

## 5 償還期間\*

貸付金の償還期間は5年以内とします。

（返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。  
据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。）

## 6 貸付の決定\*

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。なお、貸付の決定結果は6月末を目途に郵送にてお知らせします。

## 7 貸付契約の締結\*

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません。）

## 8 貸付金振込日\*

借入申込時に、どちらかの振込日を選択してください。

7月貸付	令和6年 <u>7月25日</u> (木)
11月貸付	令和6年 <u>11月25日</u> (月)

## 9 貸付金の返済\*

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

（貸付利率を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。）

## 10 延滞損害金\*

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

## 11 借入申込期間・申込方法\*

令和6年4月26日（金）から同年5月31日（金）（必着）までに、裏面の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

※11月貸付を希望した場合も、借入申込期間は上記と同様です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和6年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル  
TEL 03-5684-5516  
FAX 03-5684-5521

## 長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入を申し込みます。

### 記

- 借入申込額 金 円
- 資金の用途
- 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)  
7月 ・ 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

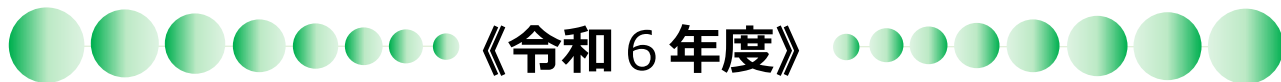
印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号



# 令和6年能登半島地震により被災された契約医療機関の皆さまへ 長期運転資金特別貸付のお知らせ

令和6年1月に発生した能登半島地震により被災された地域の皆さまに  
謹んでお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を心より  
お祈り申し上げます。

(公財) 労災保険情報センターでは、新潟県、富山県、石川県及び福井  
県内に所在し、令和6年能登半島地震により被災された契約医療機関の  
皆さまを対象に、経営の復旧・復興のための「長期運転資金特別貸付」を  
実施することにしましたので、お知らせいたします。

## ◆ 長期運転資金特別貸付の概要

- ・ 返済期間は7年以内
- ・ 最長2年間の据置期間（返済期間に含む。）
- ・ 据置期間中は無利子

## 1 貸付対象者

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用市町村に所在し、能登半島地震に  
より建物・設備等に被害を受けた医療機関で、労災診療補償保険支援（互助）契約  
締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和6年5月1日現在長期運転資金貸付金の借入残金のない医療機関とし  
ます。（詳細についてのお問い合わせは3頁 [お問い合わせ先] をご覧ください。）

## 2 資金の使途

経営の復旧・復興のための資金としてご利用ください。

### 3 借入申込期間・申込方法

**令和6年4月26日（金）から同年5月31日（金）** 必着。

「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入・捺印のうえ、同封の「被災状況」とあわせて、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。（記入後の申込書及び被災状況はコピーをとり控えとしてお持ちください。）

（郵送先は3頁「お問い合わせ先」をご覧ください。）

### 4 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

\* 貸付額は、令和5年1月～令和5年12月に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借り入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。

\* なお、借入申込が多数の場合は、多くの医療機関の皆さまにご利用いただくため貸付額を変更することがあります。

### 5 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は0.5%です。

〔今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。〕

### 6 償還期間

貸付金の返済期間は**7年以内**とします。

なお、返済に当たって、**2年以内の据置期間**（据置期間は返済期間に含む。）を設けることができます。据置期間中は無利子です。



## 7 貸付決定・貸付契約締結

貸付の決定結果は6月末を目途に郵送にてお知らせします。

「金銭消費貸借契約書」及び「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。

(※保証人・担保は必要ありません)

## 8 貸付金振込日 令和6年7月25日(木)

## 9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

〔貸付金利を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。〕

## 10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額(元金)に対し、年10%の割合(365日の日割計算)で延滞損害金を徴収します。

**お申込みは令和6年5月31日(金)必着です。**  
**詳細については、下記までお問い合わせください。**

令和6年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5521

年 月 日

## 長期運転資金借入申込書

令和6年能登半島地震により被災した労災診療補償保険支援契約者に対する長期運転資金貸付金貸付規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の使途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 4 振込月 7月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号

